

4. 資産の将来見通し（更新を行なわなかった場合の健全度）

ここでは、更新を全く実施しなかった場合を想定し、平成130年までに現有資産の健全度がどのように低下していくかを評価する。

法定耐用年数を基準にして、健全度の区分は、表-2に示すとおり設定する。

表-2 健全度の区分

名 称	算 式
健全資産	経過年数が法定耐用年数以内
経年化資産	経過年数が法定耐用年数の1.0～1.5倍
老朽化資産	経過年数が法定耐用年数の1.5倍を超える

4.1 構造物及び設備

構造物及び設備について、更新を実施しなかった場合の将来の健全度の見通しは、図-5のとおりである。現在のところ、現有資産（12,865百万円）のうち、経年化資産は10%（1,333百万円）、老朽化資産は6%（827百万円）である。資産の中には、既に現状（平成26年）で法定耐用年数を超過した資産があり、早い時期に更新事業を検討する必要がある。

また、今後40年という中長期を見据えた場合、現有資産（12,865百万円）のうち、平成66年の経年化資産（4,379百万円）と老朽化資産（5,654百万円）は更新対象と見ることができる。

4.2 管路

現有管路（1,223.5km）のうち、経年化管路は216.2km、老朽化管路は66.0kmである。

将来的な健全度の見通しは、図-6のとおりとなる。更新を行ななかった場合、平成41年から平成45年に経年化管路又は老朽化管路が現有管路の半分を超え、平成66年には全ての管路が経年化管路又は老朽化管路となる。

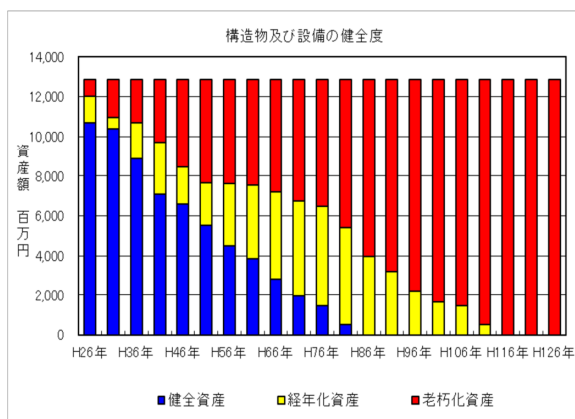


図-5 構造物及び設備の健全度

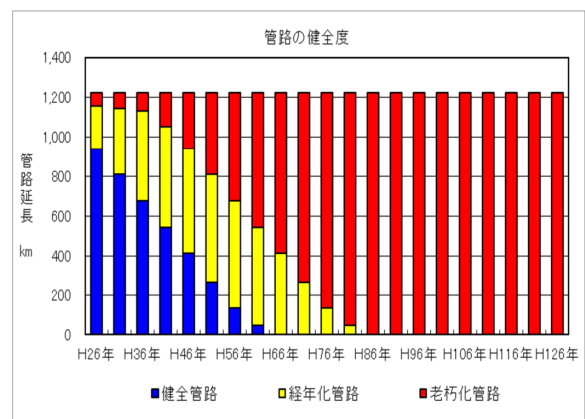


図-6 管路の健全度